十五	英国協定適用牛肉	別表第一の三十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「欧州連合協定適用牛肉」という。）の輸入数量、英国協定適用牛肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉（英国を原産地とするものに限る。）の輸入数量の合計数量
十六	英国協定適用豚肉	別表第一の四十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量、英国協定適用豚肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉の輸入数量の合計数量
十七	英国協定適用豚肉調製品	別表第一の四十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量、英国協定適用豚肉調製品の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉調製品の輸入数量の合計数量
十八	英国協定適用ホエイ粉	別表第一の四十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量、英国協定適用ホエイ粉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ粉（英国を原産地とするものに限る。）の輸入数量の合計数量
十九	英国協定適用ホエイ	別表第一の四十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量、英国協定適用ホエイの輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ（英国を原産地とするものに限る。）の輸入数量の合計数量
二十	英国協定適用オレンジ	別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量、英国協定適用オレンジ及び環太平洋包括的及び先進的協定適用オレンジ（英国を原産地とするものに限る。）の輸入数量の合計数量
二十一	別表第一の五十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品	別表第一の四十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の三十八欄の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（英国を原産地とするものに限る。）の輸入数量の合計数量

第十九条の四第三項中「規定は」の下に「、環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉」を、「おいて」の下に「、環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉に係る同項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「合計輸入数量及び英国協定適用牛肉の輸入数量の合計数量」と」を加え、「同項」を「同条第一項」に、「及び英国協定適用牛肉」を「、英国協定適用牛肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉（英国を原産地とするものに限る。）」に改める。

第十九条の五中「二十三の項」を「二十五の項」に、「二十七の項」を「二十九の項」に、「三十五の項」を「三十七の項」に改める。

第十九条の七第二号中「又は」を「、環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉、に、「であつて」を「又は環太平洋包括的及び先進的協定適用英国ホエイであつて」に改め、同条第三号中「別表第一の四十一の項」を「別表第一の四十三の項」に改める。

第十九条の八第一項中「おける法第七条の八第一項」を「おける同項」に改め、「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」の下に「、環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉」を加え、同条第三項中「二十三の項まで、三十八の項、三十九の項、四十五の項、四十六の項、五十二の項及び五十三の項」を「二十五の項まで、四十の項、四十一の項、四十七の項、四十八の項、五十四の項及び五十五の項」に、「十七の項、十九の項、二十一の項及び二十二の項」を「十八の項、二十の項、二十二の項及び二十三の項」に改め、「合計数量とする。」と」の下に「、同表の十四の項及び二十五の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する」とあるのは「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉及び環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉調製品（以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉等」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の」と、「法の別表第一の六に掲げる物品の貿易統計」とあるのは「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉等の関税法第百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下この項において「貿易統計」という。）」と、「（同表の二三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）」とあるのは「並びに英国協定適用豚肉及び英国協定適用豚肉調製品（以下この項において「英国協定適用豚肉等」という。）の貿易統計に計上された当該各年の数量と英国を原産地とする豚肉及び豚肉調製品に係る当該各年の輸入数量（環太平洋包括的及び先進的協定が英国について効力を生ずる日（以下この項において「英国発効日」という。）前の期間に係るものに限るものとし、英国協定適用豚肉等の貿易統計に計上された当該各年の数量を除く。）との合計数量」と、同項ただし書中「同表に掲げる物品に」とあるのは「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉等に」と、「同表に掲げる物品の統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した同条第四項ただし書に規定する各年の数量（以下この項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される数量（以下この項において「同物品の貿易統計」という。）に計上される方法に準じて年ごとに集計した同物品の同条第四項ただし書に規定する各年の数量及び統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英国協定適用豚肉等の当該各年の数量と英国を原産地とする豚肉及び豚肉調製品に係る当該各年の輸入数量（英国発効日前の期間に係るものに限るものとし、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英国協定適用豚肉等の当該各年の数量を除く。）との合計数量」と」を加え、「同表の五十二の項及び五十三の項」を「同表の五十四の項及び五十五の項」に、「別表第一の五十二の項及び五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品」を「英国協定適用豚肉及び英国協定適用豚肉調製品」に改め、「別表第一の六に掲げる物品」の下に「の貿易統計」を加え、「同表の三十八の項及び三十九の項」を「別表第一の四十の項及び四十一の項」に改め、「欧州連合協定適用豚肉等」という。）」の下に「の関税法第百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下この項において「貿易統計」という。）」を加え、「及び英国協定適用豚肉等の貿易統計に計上された当該各年の数量と英国を原産地